

明治二十六年

熊本縣民丹澤弥喜太外二名清國
漂流シタル節救助シタル可玉地方官
謝意傳達之件

九

九

外務省

別紙

大日本駐劄上海領事鎮江寧波并理本國通商事務署總領事鑒
照會事照得茲奉

我國

外務大臣陸奧 札之內開據報熊本縣益城郡
住吉村十番戶井澤彌喜太等三名由冲繩縣
八重山島向胡馬島航往之際遭風漂到清國
沿海營蒙說國平陽縣知縣霞浦縣知縣閩安
協福防廳長福州通商司長等各官優加保護
照料等因本大臣聞報之下寔深感謝合行札
令貴官查照即煩將此謝意轉致清國各官
可也等因本署總領事館事務奉此理合備文
照會

貴道查照請煩將前因轉達上開各官知照為荷

大日本駐劄上海領事鎮江寧波并理本國通商事務署總領事鑒
照會事照得茲奉
我國
外務大臣陸奧 札之內開據報熊本縣益城郡
住吉村十番戶井澤彌喜太等三名由冲繩縣
八重山島向胡馬島航往之際遭風漂到清國
沿海營蒙說國平陽縣知縣霞浦縣知縣閩安
協福防廳長福州通商司長等各官優加保護
照料等因本大臣聞報之下寔深感謝合行札
令貴官查照即煩將此謝意轉致清國各官
可也等因本署總領事館事務奉此理合備文
照會
貴道查照請煩將前因轉達上開各官知照為荷

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
マイクロコマンバー0081 [照会事、照得、茲奉...] 在上海日本総領事館罫紙

別紙

大日本駐劄上海兼管鎮江寧波弁理本國通商事務署総領事館事務山座爲
照会事、照得、茲奉

我国

外務大臣陸奥 札文、内開、拋報、熊本県益城郡

住吉村十番戸井沢弥喜太等三名、由沖繩県

八重山島、向胡馬島航往之際、遭風漂到清国

沿海、当蒙該国平陽県知県・霞浦県知県、閩安

協、福防庁長、福州通商局長等各官、優加保護

照料、等因、本大臣聞報之下、寔深感謝、合行札

令 貴官查照、即煩將此謝意、轉致清国各官

可也、等因、本署総領事館事務奉此、理合備文

照会

貴道查照、請煩將前因、轉達上開各官、知照為荷、
須至照会者。

右照会

大清欽命布政使銜弁理通商事務福建分巡寧海道陳

明治廿六年十二月廿一日

別紙〔書き下し〕

大日本、上海に駐劄し、鎮江・寧波を兼管し、本国の通商事務を弁理す、署総領事館事務山座、照会の事のためなり。

照し得たり、

茲に我が国外務大臣陸奥の札文を奉ず、内に開す

『報に拠れば「熊本県益城郡住吉村十番戸、井澤彌喜太等三名、沖縄県八重山島より胡馬島に向かい航往するの際、風に遭い漂して清国沿海に到るに、當（とう）に該国平陽県知県・霞浦県知県・閩安協・福防庁長・福州通商局長等各官、優に保護照料を加うるを蒙る」等の因なり。

本大臣、聞報の下、寔（まこと）に感謝深し、合（まさ）に札令を貴官に行して査照せしむべし、即ち此の謝意を將（と）りて、転じて清国各官に致すを煩わして可なり』等の因なり。

本署総領事館事務、此れを奉じ、理として合に文を備へ貴道に照会して査照せしむべし。請う煩わしくも前因を將りて、上開各官に伝達して知照せしむるを荷と為す。須らく照会に至るべし。

右、大清欽命布政使銜、弁理通商事務、福建分巡寧海道、陳に照会す。

明治二十六年十二月二十一日。

〔現代語訳〕

大日本、上海駐在、鎮江・寧波を兼任し、本国の通商事務を執り行う、総領事館事務代理山座より通知。

通知する。

このたび我が国外務大臣陸奥の訓令を受けた。内に述べる。

『報告によれば「熊本県益城郡住吉村十番戸、井澤彌喜太等三名、沖縄県八重山島より胡馬島に向かい航行した際、風に遭い清国沿海まで漂流した。すぐにその国の平陽縣知県・霞浦県知県・閩安協・福建海防庁長・福州通商局長等の各官から十二分の保護と世話を受けた」等のことである。

本大臣は報告を聞き、まことに深く感謝する。貴官に訓令して確認の上、この謝意を清国各官に伝達して頂きたい』等のことである。

本総領事館事務代理はこれを受領したので、公文を作成して貴官（上海道員）に通知して確認していただく必要がある。宜しく以上の趣旨を、上述各官に伝達して受理して頂きたい。以上、通知する。

右を大清欽命の、名誉布政使、通商事務担任、福建の福寧（と福州）の海防の道員、陳氏に通知申し上げる。

明治二十六年十二月二十一日。